

(案)

9 原委第 103 号

平成 9 年 7 月 1 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更
(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)

平成 9 年 5 月 29 日付け平成 09・02・18 資第 12 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号(経理的基础に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認める。